

安心安全マニュアル

令和3年度版 (2021.8.20)

京都教育大学附属特別支援学校

<p>教職員 警備員 計43名</p>	<p>校長 1名、副校長 1名、教頭 1名、教諭・講師 31名、 養護教諭 1名、事務職員 2名、栄養教諭 1名、 給食調理員 2名、管理用務員 2名 校内警備員 1名／1日（2名交代制）</p>
<p>児童生徒数 65名</p>	<p>小学部 16名（1年生 1名、2～6年生 各学年 3名） 中学部 21名（1年生 7名、2年生 8名、3年生 6名） 高等部 28名（1年生 10名、2年生 9名、3年生 11名）</p>
<p>施設・設備</p>	<p>校門扉は、児童生徒が下校するまで閉鎖。校門横に校内警備員を常駐。学校訪問者は校内警備員の前で氏名・所属を記入し「来校者」カードをもらって校内に入る。敷地内に「監視カメラ」を11台配置。車で来校する保護者や放課後等デイサービス向けに入校許可証を発行している。</p>
<p>教職員の組織活動</p>	<p>教職員は緊急時の情報伝達のため、笛を携帯している。 不審者侵入予防にも着眼して、校内の環境整備を行っている。 登下校の安全確保を図るため、学校下押しボタン信号付き横断歩道・通学路での見守りを行っている。</p>

本校の危機管理の基本方針

危機管理の必要性

学校は、児童生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場でなければならない。そのため、本校独自の安心安全マニュアルを作成し、的確な危機管理体制を整備する。

危機管理の目的

- (1) 児童や教職員の安心・安全を確保する。
- (2) 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- (3) 事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- (4) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

本校の課題

- (1) 学校周囲からフェンス等を乗り越えて侵入が可能である。
- (2) 竹林、雑木林があり、草木も多いため、隠れやすい場所が多い。
- (3) 学校周辺地域から通学する子が少なく地域の保護者が少ないので、地域とのつながりが薄い。
- (4) 校区が広く、大半の生徒は数種類の公共交通機関を利用して登下校している。

課題を補う危機管理体制

- (1) 毎朝の校内巡視をはじめ、教職員の巡視等を行う。
- (2) 伐採、剪定等を行い、見通しの悪い箇所ができないように心がける。
- (3) 子育てサークルの本校での開催等をはじめ、校内の一部の畑や花壇を地域の方に管理をしてもらうことにより日頃より地域と人たちとの交流を深める。
- (4) J R 藤森駅、京阪墨染駅等生徒が利用する駅員の協力を得て、登下校時の見守り活動を行う。

保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- (1) 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- (2) 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- (3) 緊急事態が発生した場合に、保護者や地域の人に快く協力してもらえよう、育友会行事等に参加したり、地域社会に場を提供したりするよう心がける。

1. 危機管理体制・役割分担

● 危機管理体制組織表と教職員の役割分担

担当者	活動内容
管理職 校長 副校長 教頭 学部主事	全体の統括 ◇ 全教育に関する事項（防犯教育、防犯訓練、校外学習の事前指導など） ◇ 安全管理に関する事項（施設設備点検、児童生徒の安全確保に関する点検、など） ◇ 安全に関する組織活動（体制整備、教職員対象の研修・訓練*1、保健衛生委員会*2など）に関する学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握 ◇ 学校安全委員会の企画・運営 ◇ 育友会、地域社会、関係機関との連携
指導部・生活指導係	◇ 施設・設備の点検、児童生徒の安全確保に関する点検 ◇ 教職員対象の研修・訓練の計画と実施 ◇ 児童生徒対象の安全教育・防犯教育の実施（通学路での安全、こども110番のいえ、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、防犯訓練等）
救護 養護教諭	◇ 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 ◇ 救急病院の掌握 ◇ 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

（*1）教職員研修

- ・ マニュアルに基づいた教職員研修（年度当初の職員会議で実施）
- ・ 救命救急講習会（応急手当、心肺蘇生法）の実施
- ・ 防犯研修・訓練（不審者侵入を想定した緊急時の訓練）の計画と実施

（*2）保健衛生委員会

構成員：校長、副校長、教頭、学部主事、養護教諭、事務主査

- ・ 会議開催回数・・・2回開催する。

◎（緊急時）出張等で不在者がある場合、臨機応変に役割を分担する。

担当者	活 動 内 容
対策本部 校長・副校長 教頭 学部主事 事務主査	◇ 全体の状況把握と必要な指示、掌握 ◇ 校内緊急放送 ◇ 児童生徒の避難の必要性の判断と指示 ◇ 110番・119番通報 ◇ 大学への支援要請 ◇ 保護者への緊急連絡、保護者説明会の準備と開催、連絡文書の作成 ◇ 報道機関への対応 ◇ 記録
不審者対応 教頭 警備員 管理用務員	◇ 不審者対応 ◇ 不審者隔離 ◇ 校内巡視 ◇ 事件の情報収集、把握、整理 ◇ 学校や地域の状況の把握
避難・誘導 教員	◇ 児童生徒の人員確認・安全確保・安全な避難・誘導 ◇ 下校方法決定後の全保護者との連絡 ◇ 児童の安全下校の確認
負傷者対応 養護教諭 栄養教諭 給食調理員	◇ 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 ◇ 負傷者搬送時の学校との連絡手段の準備 ◇ 避難場所での負傷者の有無等の確認と応急手当 ◇ 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 ◇ 負傷者氏名の確認とリスト作成 ◇ 救急車同乗と搬送先からの連絡 ◇ 負傷者と保護者への対応

2. 緊急時の連絡網

(1) 緊急連絡

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------------|
| ① 保護者緊急連絡先一覧表 | 年度はじめに、保護者の了解を得て作成。
教頭・学部主事が保管 |
| ② 職員電話連絡網 | 年度はじめに、教職員の了解を得て作成。
教頭・事務主査が保管 |
| ③ メールによる連絡
「まち comi メール」 | 年度はじめに、保護者の了解を得て作成。
副校長・教頭が保管 |

3. 対応図・連絡先一覧表・避難経路図

以下3点を作成して、職員室に掲示し、教職員の周知を図る。

- 資料1「緊急事態発生時対応図」

- 資料2「連絡先一覧表」

- 資料3「避難経路図」

4. 施設面における安全確保

(1)門扉の管理

- 門扉は児童生徒が下校するまで閉門する。

(2)校内監視カメラ

- 校内11カ所に監視カメラを設置。職員室のモニター2台に常時映し出す。

(3)校内警備の配置

- 校門横に校内警備を配置し、来校者対応を行う。

(4)安全点検

- 毎朝、副校長が校内を巡視し、同時に、安全点検を行う。
- 安全状況について教頭に報告し、職員朝礼で全職員に伝える。

5. 定期的な巡視

(1)校内巡視

- 毎朝、始業前に、副校長が校内を巡視する。
- 校内で、来校者札を下げていない者と出会ったときは、必ず挨拶等の声かけを行う。
- 「笛」を携帯し、万一の時に他の教職員に非常事態を知らせる。
- 放課後（午後5時頃）、日直が校舎内を巡視し、施錠する。

(2)校外巡視

- 毎朝、登校時、副校長が墨染め通り横断歩道に立ち、通学の安全を見守る。
- 毎日、下校時、**中高等部主事が、学校から駅までの通学路、駅改札内を巡視する。**

(3)地域社会への協力依頼

- 年度初めに、教師と生徒会役員とで、最寄り駅、・・・等に挨拶に行く。
- 最寄り駅に、登下校時の見守り活動、登下校中のトラブル等に関する学校への情報提供などを依頼する。

6. 日常の来訪者等への対応

- 校門横に校内警備を配置する。
- 校内警備員は、来校者の氏名・業者名等を確認し、用件を聞いて、受付名簿に記名等を求め、本館受付を案内する。
- 来校者は、記名し『来校者』札を下げることに同時に、**校内警備員が無線機で事務に用件を伝え校内に入る了解を行う**。来校者退校時、校内警備員は『来校者』札を受け取り、退校を見届ける。校内警備員は、来校者の挙動が不審と感じたときには、無線機で職員室に連絡する。
- **校内警備員が不在の場合、インターホンで来校者の対応を事務が行う。(インターホンを2021年夏季休業中に設置予定)**

7. 不審者入校への対応

- 校内で不審者を発見した場合、「不審者対応の流れ」に即して対応する。
 - 資料4 不審者対応の流れ

8. 防犯教育・防犯訓練

(1)防犯教育（安全教室）

- 各学部で、毎学期はじめに「安全教室」を行い、以下のような内容を指導する。
 - 交通ルール、公共交通機関の利用の仕方、緊急時の対処方法等、安心・安全に登下校するために必要なことを、児童生徒の通学方法とその実態に即して指導する。
 - 登下校中の不審者への対応の仕方（「いかのおすし」「子ども110番の家」、など）について指導する。
- 各学部で、毎学期終わりに、長期休業中の家庭や地域での暮らし方について、「○やすみのくらし」プリントを配付して指導を行うと共に、クラス懇談会等でその内容を保護者に知らせ、理解と協力を得る。

(2)防犯訓練

- 警察・消防機関と連携し、通報訓練も含めた防犯訓練（火災・地震時の避難訓練）を年3回（毎学期）実施する。
- 不審者対応訓練は、児童生徒に過度の恐怖感を抱かせる可能性が高いため、教職員のみで実施する。
- 上記とは別に、応急手当、心肺蘇生法講習会を年1回実施する。

- 資料5 防犯訓練実施要項

- 資料6 避難訓練実施要項
